

第74号議案

八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例設定について

八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年6月7日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章（略） 第3章 雑則（第20条・ 第21条 ） 附則 <u>（電磁的記録）</u> <u>第20条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u>	目次 第1章・第2章（略） 第3章 雑則（第20条） 附則

(委任)
第21条 (略)

(委任)
第20条 (略)

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。